

## 地域医療支援病院について

### (制度の趣旨)

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等に支援を通じて地域医療の確保を図る病院として都道府県知事が承認している。

### (役割)

- 1 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 2 医療機器の共同利用の実施
- 3 救急医療の提供
- 4 地域の医療従事者に対する研修の実施

### (承認要件)

- 1 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 2 紹介患者中心の医療を提供していること（ア～ウのいずれかをクリアしていればよい）  
（H30年度市立病院 紹介率 70.3% 逆紹介率 50.1%）
  - (ア) 紹介率が 80%以上
  - (イ) 紹介率が 65%以上を上回り、かつ逆紹介率が 40%を上回ること
  - (ウ) 紹介率が 50%以上を上回り、かつ逆紹介率が 70%を上回ること
- 3 救急医療を提供する能力を有すること
- 4 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 5 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 6 原則として 200 床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること
- 7 委員会の設置

### (承認申請)

- |      |     |                            |
|------|-----|----------------------------|
| 令和元年 | 9月  | 厚木保健福祉事務所大和センターに申請書を提出     |
|      | 10月 | 神奈川県医療審議会（審議後、答申が出るまで約4週間） |
|      | 11月 | 答申が出たあと、県から通知が届く           |

### (委員会の設置)

地域医療支援病院の承認申請にあたり、学識経験者等をもつて主として構成される委員会を設置することが定められている。病院運営審議会委員の構成委員が地域医療支援病院で求められている構成委員と同一であること、審議案件が病院運営審議会の設置目的である運営に関する基本的事項であることなどから、地域医療支援病院承認後は市立病院運営審議会でも審議等を行いたい。また、承認申請にあたり、各委員の履歴書の提出が必須となっていることから各委員に履歴書の提出をお願いしたい。